

ガス機器

製造から

7年間無償修理!

ガス&でんき

W契約で  
安心を  
プラス!

若松ガスで  
ガスと電気をWで契約すると、  
7年間のガス機器修理保証が  
受けられるんだ!

安心が長く続くってうれしいね  
♡



eneyou 若松ガス株式会社

本社/若松支店 会津若松市千石町4-16 TEL.0242-28-1311

福島支店 TEL. 024-545-2118

猪苗代支店 TEL. 0242-62-4751

郡山支店 TEL. 024-946-0011

坂下支店 TEL. 0242-83-0255

NEXT

ガス & でんき

W 契約特典

ガス機器を  
製造から

7年間無償修理!

若松ガスで家庭用ガスとidemitsuでんきを両方ご契約の個人のお客様は、メーカー保証と合わせて7年間のガス機器修理保証が受けられます。

### 対象となるガス機器

リンナイ(株)、ノーリツ(株)、(株)パロマ、(株)長府製作所製で、製造年月から7年以内のガス機器



給湯器



ガスコンロ



炊飯器



湯沸器



ガス衣類乾燥機



ガスオーブン



ガスファンヒーター



ガス風呂釜

※その他の対象機器および詳細についてはサービス規約をご覧ください。  
※本サービスにて保証する修理範囲は、修理対象となるガス機器のメーカー保証内容に準じます。



サービス規約は  
こちらから

### 対象となる期間

- ・本サービスは、以下の①②がともに契約完了となった時点から、自動的にお客様に適用します。
  - ・①②のいずれかの契約が終了となった場合は自動的に適用が解除されます。
  - ①当社ガスの需給契約
  - ②当社を媒介事業者とした「idemitsuでんき」の需給契約※
- ※出光興産(株)と直接または当社以外による媒介での契約は対象外となりますので、ご注意ください。

### ■保証の対象とならない場合

<次のような場合には保証期間内でも無償修理の対象となりません>

(1)次に掲げる事由によって生じた故障・損傷

- 配管回りの漏れ、詰まり、破損
- 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・雪害（凍結・落雪）その他天災ならびにガス害・塩害・公害
- 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
- 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
- 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
- 対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
- 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
- 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷
- 消耗品（電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含みます）の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
- 対象機器の機能および使用の際に影響のない損傷（外観の瑕疵を含みます）
- 対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷（リコール対象商品等）
- 対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象（サビ・汚れ等）

(2)次に掲げる使用・管理が行われた場合

- 対象機器に対し、メーカー指定外の燃料（ガス種）または電源（電圧、周波数等）を使用した場合
- 対象機器に対し、水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）を使用した場合
- 取扱説明書に禁止または注意事項として記載された方法で使用した場合
- 書面によるメーカーの承諾（取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合
- 対象機器が不適当な設置状態に置かれていた場合
- 法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合

(3)対象機器の製造年月が判定できない場合

(4)お客様が廃棄したガス機器である場合

<次のような場合、費用はお客様のご負担となります>

- ガス種変更に伴う改造・調整にかかる費用
- 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
- 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
- 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- 火災保険、動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用または既に支払われた費用
- お客様からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用

※本サービスにおけるサービス対象物件は、お客様と当社とのガス需給契約に基づくガス需要場所である個人の居住住戸に限ります。ガス機器が法人のお客様および事務所、飲食店、美容室等の店舗、学校、病院、その他業務用の建物等で使用されている場合、集合住宅等の共用附帯設備である場合、賃貸物件等の附属設備である場合は、対象外となりますのであらかじめご了承ください。

